

**平成27年度第3回岡山県障害者施策推進審議会
第2回岡山県障害者差別解消支援地域協議会 議事概要**

1 開催日時：平成28年2月8日（月） 13：30～15：30

2 場所：サン・ピーチ岡山 3階 ピーチホール

3 出席委員等名（計18名、敬称略）

綾部小百合、片岡美佐子、小池将文、永井美代子、中島洋子、永田恵子、
難場誠二、濱田敏子、平松卓雄、福島益子、森脇久紀、薬師寺明子、
吉村和喜（代理）、戸井琢也、大熊学、竹内俊一、片山健、石原秀郎

※欠席委員（計5名、敬称略）

岡野茂一、徳弘昭博、南真琴、窪津 誠、山田賢一

（議事次第等）

1 開会

2 挨拶（荒木保健福祉部長）

本日は、平成27年度第3回岡山県障害者施策推進審議会並びに第2回岡山県障害者差別解消支援地域協議会へ御出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、日頃から、保健福祉行政、とりわけ障害福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

第3期岡山県障害者計画についてですが、昨年11月から12月にかけて、県民に対してパブリックコメントを実施しました。本日は、この結果を報告し、議論いただき、最終のものとして確定していただきたいと考えています。

もう一つの議題は、今年4月から施行される障害者差別解消法に基づく県職員対応要領についてです。県庁職員のためのもではありますが、この対応要領を本日確定していただくとともに、県教育委員会、県警察本部、あるいは事業主に対しても、障害者差別解消法の施行をしっかりとアナウンスしていきたいと考えています。

最後に直近の動きとして、先月19日に鳥取・岡山両県知事で定期的開催している会合において、障害のある人に対するちょっとした気遣いを広める「あいサポート運動」を鳥取県と一緒に進めていくことが決まりましたので、その報告もさせていただきます。

大きくこの3つが今回の議題です。最終案として取りまとめることができれば、今年度の最後の会議になりますので、よろしくをお願いします。

3 議事概要

(1) 第3期岡山県障害者計画（最終案）について

◇障害福祉課

下記資料に基づき説明

【資料1】「第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)」
（素案）に対する意見の概要と県の考え方について

【資料2】第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）
最終案

【資料3】第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）
概要版最終案

【資料4】第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）
最終案新旧一覧表（計画本編）

【資料5】第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）
最終案新旧一覧表（計画概要版）

■委員（吉村代理）

パブリックコメントの件数は19件ということだが、何人から意見があったのか。

□障害福祉課（鈴木）

9名である。

■委員（吉村代理）

資料1のパブリックコメントの県の考え方の文末について、No. 1などは、「修正します」「参ります」など言い切り型であるのに対して、No. 15・16は、「参りたいと存じます」となっている。何か意味があるのか。

□障害福祉課（鈴木）

統一させていただく。

■委員（森脇）

パブリックコメントで、教育に関する意見が多く出された。それだけ、子供をお持ちの家族、関係者が、期待し心配しているのだと思う。複雑な思いの中で、子供をどうやって育てるか、社会の中で生きていく力をどうやって養っていくかという中で、こうした意見が出されていると理解している。県のインクルーシブ教育の考え方というのは、計画の中に書いているとおりだと思う。障

害のある人にとって、特別支援学校・特別支援学級は両方とも必要なので、今の時点では、両方を充実していただきたい。

一方、車椅子を使用している場合など、障害があっても、普通学校に通いたいと考えている子供もいる。その場合、学校の施設そのものがバリアフリー化されていない、エレベーターなどが無いといった課題がある。小中学校、高等学校で、そうした環境を整えていくということも大切だと思うが、計画の中では、どこに盛り込まれているのか。

また、小学校の中には、付き添いの方が必要というところもあり、親御さんに義務を課すようなことがあるが、そのあたりのことも教えていただきたい。

□特別支援教育課（福原）

今回、多くの意見をパブリックコメントでいただき、皆さんの関心が高い中で頑張っていかなければならないと考えている。

環境の整備については、計画本編の93ページ「2 教育環境の整備等・(3) 災害発生時にも配慮した学校施設等のバリアフリー化」に、学校施設そのもののバリアフリー化という表現ではないが、災害発生時のことを踏まえつつ記載している。

予算を伴うものであるので、すぐに全てユニバーサルデザインの環境が整えられるということではないが、現在、県立学校については、全て耐震化が終了している。今後は、建物の長寿命化の工事が始まってくるので、予算の可能な範囲で、そうした動きの中で、必要なところについて検討していくということになると思う。施設整備ということで、なかなかハードルが高いところもあるが、順次検討していくことになると考えている。

保護者の付き添いは、義務化という形になっているわけではない。ただし、実際には、小中学校等において十分な看護師配置等の環境が整わない中で、保護者の方に付き添っていただかなければならない事態が起きている市町村があるということをお我々も認識している。このことについて、県が一律に看護師等の環境整備を進めるのは難しいが、市町村の様子を聞き取りしながら、必要な助言等行っていきたいと考えている。

■委員（森脇）

計画93ページにあるように、確かに、災害時に配慮するというのも大事な視点であることは間違いないが、子供たちの教育をどう充実して進めていくかという中でバリアフリー化を考えたときに、このページだけを見た方が、どう感じるかと思い質問した。

バリアフリー化にしても、支援員を配置するにしても、予算がかかる話であ

り、全てがすぐに実現することは不可能であるとは思いますが、順次計画的に進めていくという方向も含めて要望させていただきたい。

■委員（竹内）

資料1の「No. 13（IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等）」の「県の考え方」の「均衡を失した又は過度の負担」について、「均衡を失した」と「過度の負担」が同じものなのか、違うものなのか教えていただきたい。

□障害福祉課（鈴木）

「均衡を失した」という言葉は、文部科学省の要領の中で出てくる。一方、厚生労働省で示された合理的配慮の中に、「過度の負担」は出てくる。「過度の負担」については、本日の資料6（県職員対応要領）の留意事項3ページに「過重な負担の基本的な考え方」に記載している。これは国の考え方として示されているものでもある。障害のある方を取り巻く場面は個々で違う。それぞれ環境整備がどの程度なされているかによって、合理的配慮も変わってくる。個別の事案ごとに勘案しなければならないということである。

過重な負担にあたるかどうかは、「○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）」、「○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）」、あるいは「○費用・負担の程度」、こうしたことを、個別の事案にあてはめて、総合的に判断するのが基本的な考え方である。「均衡を失した」という言葉は、県職員対応要領の中にはないが、意味としては、それぞれの事案において、要望の対応について総合的な平準化というのが図られるべきではないかという考え方に基づくものと認識している。

■委員（竹内）

一つわかったのは、「均衡を失した」というのは文部科学省の言葉で、教育という観点からは、これを入れておいた方がよいという理由なのか。

私が思うのは、「過度の負担」というのは、かなりハードルを上げている表現で、一方、「均衡を失した」となると、ハードルが緩くなる可能性がある。こうした中で「又は」と並列して並んでいるので、少しバランスが悪い、または意味がないのかなと思う。

「均衡を失した」という箇所に歯止めをかけておかないと、これで全部説明されてしまう可能性を感じた。「均衡を失した」という文言は個人的には不要だと思うが、文部科学省に配慮するにしても、「過度の」といった形容詞を付けたら、「かなり均衡を失した」ということでないと、並列的に「又は」で並んでいる意味がないので質問させてもらった。

□障害福祉課（鈴木）

先程の発言を若干修正させていただきたい。確かに、県職員対応要領の中には、「均衡を失した」という表現はないが、障害者権利条約第2条の「合理的配慮」の定義として「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定められており、この中に「均衡を失した又は過度の負担」とあることから、今回の県の考え方に入ってきているということである。委員からのお話では、「均衡を失した」を削除するとか、例えば「過度に均衡を失した」とするような表現に修正したほうがよいということであるが、持ち帰って県の中で検討させていただきたい。

■委員（小池会長）

この話は、次の議題（障害者差別解消法に基づぐ県職員対応要領）にも関わるが、権利条約が、国のレベルが違う中で、各国が納得できるようにしており、今までの法規範に比べて、解釈の幅が大きいということもある。

そうした中で、実際の法規範にしていくときには、ハードルが低過ぎてもよくないし、高過ぎてもよくない。ただ、どこまでが過度になるのかといったことは、これから、個々の事例や判例の積み重ねていくしかないと思う。初めてのことで、明確な一線を引くことは難しい。

■委員（中島）

90ページの「(6) 発達障害のある子どもの支援」のところで、関係課が障害福祉課、健康推進課、子ども未来課、教育庁特別支援教育課となっている。一方、91ページの「(7) 先進的な事例の収集・関係者への情報提供」、「(10) 指導方法の調査・研究・普及」では関係課が特別支援教育課となっている。先進的な事例や望ましい教育の研究という点では、非常に大切な視点だと思うが、一方で、途中で不登校になったり、ひきこもりになったりする事例が非常にたくさんある。発達障害のある子供の割合は県で把握しているが、一方で、不登校の子供の中で、発達障害の診断を受けている人が何人いるかについて聞いても、何年経っても数字が出てこない。これは教育の中の縦割りの問題だと思う。不登校の担当は、生徒指導の管轄であるが、これだけ発達障害の支援を総合的にと言っているのであれば、不登校生徒の中で発達障害のある子供は何人いるのか、あるいは、引きこもりと発達障害の関係といったあたりを県としてもそろそろきちっと把握して、悪くならないための手だてをしっかりと進めていただく必要がある。そのため、関係課でもう少し集約して、分析し、よりよ

い教育に活かせるような事例やデータを出していただきたい。

□特別支援教育課（福原）

現在、生徒指導推進室との関係は欠かせないものがある。不登校になった子供に対して、発達障害があるかどうかの調査というのは、難しい側面があり、自分の子供はそうではないとか、調査をかけられると「なぜ」といった反応が出る可能性がある。

県としては、支援が必要だと思われる子供に対しては、100%を目指して個別の支援計画を作成していくという方向で、就学前から高校まで支援していく施策を進めている。今まで、なかなか数字が上がってこなかったが、この1年でかなり数字は上がってきている。個別の支援計画を作成すれば、その子供がどうなっていくかを追うことができ、支援計画を作成している子供の中で、不登校が多いとか、あるいは高校を出てからの引きこもりといった数字の追い方もできる可能性もあると考えているので、調査を引き続き検討しながら、支援計画作成100%を目指す中で、子供の動向を追うことができればと考えている。

■委員（中島）

そういった視点を持っていることは、とても有り難いが、教育庁の中で、もう少しデータの交換であるとか、わざわざ親御さんに調査をしなくても、今持っているデータをもう少し有効に活用したり、相互に連携し合うような仕組みをつくっていただくことをお願いしたい。

□特別支援教育課（福原）

データの共有化については、確かにそれぞれが調査して、数字だけを提供するといった側面があると思うので、その背景等についても共有できるようにしていきたい。

■委員（石原）

パブリックコメントの中で、高校の入学について3カ所程度記載されている。校長先生の裁量・責任がかなり大きいと感じた。逆にそこが、ブラックボックスになる可能性もあるのかなと思った。入学選抜の時に、障害があるということが合否の判定には関係ないということが前提であることを、この場で確認したい。

入学した後、発達障害であることが判明したりすると、後悔する先生もいるのかなと想像する。入学の段階で、覚悟を持って対応していただきたい。自分

の知り合いの子供で、車イスに乗っている高専に通う生徒がいる。3年前くらいに入学した。そのためにエレベーターを付けたという話を聞いている。先程も、環境整備の話があったが、予算面の課題もあると思うが、積極的に考えていただき、できることから取り組んでほしい。また、環境が整っていないという理由で、彼らの道を閉ざさないようにしてほしい。

□特別支援教育課（福原）

現在、高等学校にも、発達障害のある子供もたくさん在籍している。決して障害があるということで、入学自体を拒否したりすることはない。むしろ、事前にきちんと相談いただいて、入学者選抜の時点から、配慮した選抜を行ってきているところである。

入学・合格が内定した後は、保護者の同意を得た上で、速やかに中学校・高等学校間で、必要な情報について提携していくということも、現在はかなり進んでいる。お話にあったようにブラックボックスになると困るので、校長が許可するといっても、その意味は、それぞれの学校の特色、教育目的、コースに応じて総合的に判断するということであるので、理解いただきたい。

社会の中でどうやって生きていくか、自立できるかというのが大事であると考えているので、それに向けて合理的配慮等を含めて、きちんとした教育をした上で、社会に送り出すことが教育の使命だと考えている。

■委員（薬師寺）

概要版12ページの「インクルーシブ教育システムの理念に基づく就学先決定への取組」の「……総合的な観点から、就学先の判断を行ないます。」を、「進路選択の支援をしながら」など、もう少し柔らかい表現にしてほしい。

また、圏域の地図が本編と概要版で違うので確認してほしい。

■委員（小池会長）

今日出た意見を踏まえて、字句の修正等については、事務局と相談の上、私に一任ということをお願いしたい。

(2) 岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応 要領（最終案）について

◇障害福祉課

以下資料に基づき説明

【資料6】岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応
要領（最終案）

【資料7】岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応
要領（新旧対照表）

■委員（小池会長）

差別的取扱の禁止も、合理的配慮の不提供の禁止も、県の場合は法的義務になるのか。

□障害福祉課（鈴木）

障害者差別解消法では、差別的取扱の禁止も、合理的配慮の不提供の禁止も、国、地方公共団体においては法的義務とされている。ただし、民間事業者の場合は、差別的取扱の禁止は法的義務だが、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となっている。

■委員（大熊）

民間事業者の場合でも、改正障害者雇用促進法上は、合理的配慮についても法的義務である。

■委員（森脇）

岡山県も、県民からの訴えなどをもとに事例集を作るという話を伺っている。そういう事例をもとに、今、気付かなかったことなども補足していったりしてほしい。

また、視覚障害の関係で、具体的な対応として、白杖のヘルプサインを入れてみてはどうか。

■委員（片岡）

最近の話だが、福岡県や岐阜県で、白杖を持って顔の上のほうに掲げると、何かSOSを発信しているという運動を実施しており、この運動をPRするポスターを岐阜県で作成した。（11月の）意見聴取のときは、まだはっきり出ていなかったなので、自分も提案できなかった。この白杖SOSの啓発を岡山県でもしていただくと有り難い。

□障害福祉課（鈴木）

私も、先日新聞で拝見した。全国的にそういった取扱が進められているということであれば、要領の中にも取り入れて県職員に周知していきたい。要領は公表されるので、県民にも知っていただくことができると思う。まずは、検討したいと思う。

■委員（難場）

自分の認識の中で、視覚障害のある人の肩いきなり触るといのはびっくりして困ると聞いている。視覚障害者協会の方とお話しての記載だとは思いますが、話をしている方のどこかに触れて話を進めるのはありだと思うが、現在の表現だと、例えば、いきなり後ろから青信号だよとたたかれるような場面にも捉えかねない気もするので、視覚障害者協会の方ともう一度確認していただき、記載していただければと思う。

■委員（片岡）

そういう気持ちで話をしたつもりではない。まず、認識してほしいのは、まず軽く肩でもたたいてもらわないと、誰に言っているのかわからない。後ろからとか前からということではなく、その人の横に立って、「何かお手伝いすることはありませんか」という感じで、軽くたたいていただいたら、私に向かって言っているのだということがわかる。いきなり青ですよと言われたら困るのが私達の立場である。その表現は難しい。あいサポートの運動の時などに、多分入っていると思うので、よろしくお願ひしたい。

□障害福祉課（鈴木）

また、相談したい。

■委員（小池会長）

微妙な話であるが、当事者から意見をよく聞いた上で、修正が必要であれば修正したい。

■委員（竹内）

資料6の留意事項3ページの「過重な負担の基本的な考え方」について、表現としては、今のままでいいと思うが、「総合的・客観的に判断する」となっていて、「客観的に」という文言がどういう意味かということ職員に十分研修してほしい。その次の文に「職員は、過重な負担に当たると判断した場合には・・・」の箇所を見て、「自分が考えたのだから、後は説明したらいい」と考えられると、

客観的ではなくなる。客観的ということは、一定のエビデンスを持って、きちんと説明しなさいという意味が入ってくるので、この「客観的」という文言に、非常に重たい意味があるということ、周知していただきたい。自分は4月以降、このテーマについては、訴訟が起きてくると考えている。これまでは、こうした法律が無く、迷っていたが、法律ができ、権利条約も批准され、国内的には効力を持つてくるので、この「客観的」という意味は非常に重たいということ、これを研修していただかないと、まさに訴訟が起きたときに、耐えられないということがあり得ると想定される。

対応要領の表現は、このままでいいと思うが、「客観的」という言葉には、そうした重い意味が入っているということ、しっかり研修していただきたい。

□障害福祉課（鈴木）

対応要領を作った終わりではなく、作成してからがスタートだと考えている。4月からの施行にあたって、竹内委員から非常に貴重なご意見をいただいたので、「客観的」ということを重く捉え、職員が勝手に判断することがないように、そもそもの基本的な考え方、対応要領の説明を職員に十分していきたい。障害のある方が、この対応要領によって、暮らしやすい生活ができるように、県職員に研修等を実施していきたいと考えている。

その一環で、3月16日に、国の障害者政策委員会の委員で、自閉症協会のシンポジウムにも来られた、野澤先生にお越しいただき、県職員を対象にした研修会等を実施する予定にしている。

■委員（片山）

字句で、33ページの「ICT」、37ページの「BPSD」については、注釈等を付けて欲しい。

また、お願いになるが、対応要領留意事項1ページ目の「不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害のある人を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害のない人より不利に扱うことである点に留意する必要がある。」は、国がこうした文書を出しているの、修正するわけにはいかないと思うが、非常にわかりにくい。大切なところなので、分かりやすい表現にしていきたい。

□障害福祉課（鈴木）

あくまで、これは県職員を対象にした対応要領であり、修正できるかどうか分からないが、検討させていただきたい。略称についても、検討したい。

■委員（小池会長）

こうした書き方というのは、一種の条文のように一定のルールがあり、若干わかりにくい表現になっているのだろうと思う。もう少しかみ砕いた書き方にとすると、条文の書き方としてはおかしいなどと言われることもある。もう少し、いい表現があれば、検討していただけたらとも思う。

■委員（石原）

先日の第2回目の審議会のときは、「望ましい」という表現は削除して欲しいと要望したが、職員対応要領1ページ目 第2条に「なお・・・」と、国の対応要領と横並びで記載しており、100歩譲ってよろしいかと思う。少なくとも、積極的な反対にならないように、できれば、努力して、障害のある人に対応していこうという職員の皆さんの前向きな気持ちで捉えていただくことをお願いしたい。

□障害福祉課（鈴木）

ご意見については、3番目のテーマでもある「あいサポート運動」を、岡山県でも鳥取県と協定を締結しているので、前向きに進めていきたい。

■委員（綾部）

精神障害は、様々なサービスで他障害に比べて遅れており、改善することを希望しているので、よろしくお願いしたい。

■委員（小池会長）

差別の禁止については、日本では、障害者基本法に定められた一方で、アメリカでは、強制力のある差別禁止法ができ、訴訟も起きたりした。

こうした中で、強制力のある障害者差別解消法ができ、法的義務によって差別を禁止するというのはいかがという議論もあったが、先進国の中で、条約を批准していない国ということになると国際社会での日本の評判を落としていくということもあり、法もでき、批准に至った。画期的な法律であり、障害のある人や障害者団体は非常に注目している。

そうした中で、対応要領を作成しており、おそらく初めての試みであるので、これから運用していく中で、要領を改正していくこともあるのだと思う。

とりあえず、今の出発点での要領ということでした承していただきたい。

字句の修正については、計画同様に、私と事務局に一任ということをお願いしたい。

■委員（石原）

教育委員会と公安委員会については、それぞれの部局で作成するという事なのか。また、その内容を県民が見ることはできるのか。

□特別支援教育課（福原）

教育委員会については、委員会職員の対応要領を現在作成している。これは全ての課室にわたる内容になるので、教育政策課という総務課的な部署が頭となり、現在作成を進めている。

内容は、文部科学省の要領や、県職員対応要領を踏まえたものにしたいと考えている。2月下旬～3月上旬には各種方面と意見等を伺いながら、3月中にはホームページ上に公表していくという段取りで現在進めている。

□県警察本部警務課（森山）

11月に警察庁が方針を示したことから、これを受けて、現在、県警察本体内で意見照会中である。法律の趣旨を損なうことがないように作業を進めている。策定の際は、公表を視野に入れているので、何らかの形でお示しできると考えている。

（3）あいサポート運動に関する鳥取県との連携協定締結について

◇障害福祉課

以下資料に基づき説明

【資料8】あいサポート運動に関する鳥取県との連携協定締結について

■委員（小池会長）

鳥取県と協定を結んで進めるということだが、研修はどのような形で進めていくのか。

□障害福祉課（鈴木）

ユニバーサルデザインの研修は、これまでも県の人権施策推進課が担当しているが、そのUD研修の中で、時間をいただいて、あいサポート運動の趣旨を伝えることとしている。（配付した）パンフレットの裏側に「あいサポート運動の概要」というのがある。これは鳥取県のバージョンであり、ここまでのかない部分もあるが、運動の趣旨やこうしたものを活用し、UD研修や、団体の総会等、様々な機会を捉えて、サポーターの養成に努めていきたい。

■委員（難場）

数年前から、UDについては、専門の課があり、普及啓発活動を一生懸命されており、UDリーダーという人材育成の研修等もあると思うが、あいサポーターの研修は、UD研修にのっかるだけなのか。担当所管はどこか。

□障害福祉課（鈴木）

UDの研修の中で、一コマ時間をいただいて、趣旨等を啓発する。加えて、当課で実施するシンポジウムの中でも説明したり、様々な機会を捉えて、あいサポートの趣旨を徹底していきたいと考えている。

このあいサポートの考え方は、障害者差別解消法の考え方と基本的に通じているので、障害福祉課でしっかり対応していく。

■委員（竹内）

啓発活動の中で、シンポジウムのテーマ等、次年度の予定は決まっているのか

□障害福祉課（鈴木）

現時点で明確にこうだというのは無いが、あいサポート運動の趣旨を普及啓発するというテーマを一つ設けて、夏頃に実施したいと考えている。その他に虐待防止も、権利擁護の推進ということで実施していたので、差別解消も含め、県民に啓発していく。

■委員（片岡）

あいサポートの研修を受けた人には何かあるのか。研修を受けた人はあいサポートバッジがもらえるのか。

□障害福祉課（鈴木）

何か特典があるということはない。研修を受けた人が、バッジをしっかりと胸につけて、町中を歩いているときに、障害のある人が、このバッジを見たときに、「ちょっとお願いします。」と声をかけやすいようにしたい。

■片岡委員

バッジを付けると、意識が高まって良いと思う。

■委員（吉村代理）

（パンフレット裏面の）上の3つについて伺いたい。先程の説明では、あいサポーターの研修はUD研修の時に実施し、養成していくことは理解できたが、

「あいサポート企業・団体認定制度」というのは、岡山県ではどういう進め方になるのか。

□障害福祉課（鈴木）

両県が合意した協定では、両県で連携してあいサポート運動を進めるということだが、具体的には障害のある人の理解、やさしく接するちょっとした手助けなどである。

これはあくまで鳥取県のパンフレットであり、現在のところ、「あいサポート企業・団体認定制度」というのは、岡山県では設けていない。バリアフリーの事業などで企業訪問しているので、今後、そうした中で検討していきたい。